

令和3年第4回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第4回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和3年9月10日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年9月 定例会 (第4回)

第3回継続会

本会議 会議録

令和3年9月10日

水巻町議会

令和3年 第4回水巻町議会定例会第3回継続会 会議録

令和3年9月10日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第4回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、日本共産党。はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

5番、岡田選子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

まず最初に、吉田町営住宅の住替えについて。

(1) 1棟から36棟までの住替えについて伺います。

8月に説明会が行われ、望みどおりに入居先が決まった住民は、安心して生活しています。しかし、まだ決定していない方について、順調に進められているのかどうか憂慮しています。

住替え希望のない方が10件あるようですが、この方々については、無理な強制退去は行わないと理解してよいですか。

(2) 次に、37棟以降に住まれている方々について伺います。

特に2階建て住宅の方は、耐用年数も過ぎ、老朽化した居住空間で暮らしています。36棟までの住民の住替えによる居住空間の整備を目の当たりにして、自分たちは一体どうなるのだろうと、不安の声が聞かれます。

37棟以降の住替えについて、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

2番目、特別障害者手当制度の周知と利用促進について。

特別障害者手当は、所得制限はありますが、在宅で20歳以上、精神や身体に著しく重い障がいがあり、常時特別な介護が必要な人に月2万7350円を支給する国の制度で、障がいのある方を経済的に支援する、極めて有効な制度です。

しかし、一般的にはほとんど周知されていません。たとえ知っていても障害者手帳を取得していないと利用できないなど、誤った認識を持っている方も少なくありません。本制度は、障害者手帳を持っていなくても、主治医の診断書で支給対象となり得ます。

そこでお尋ねします。

本制度は、在宅でデイサービスなどに通い、家族等から介護を受けている者、また在宅のほか、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホームサービス付き高齢者住宅の入所者も対象となり、認知症を含む要介護4、5認定の方も十分対象になり得ます。全国的にも要介護認定

者への利用促進が広がっています。

北九州市では、我が党議員の求めに応じ、介護保険のパンフレットに特別障害者手当の項目が記載されました。当町においても介護認定の際、制度紹介のチラシを配布する等、本制度の利用が促進されるよう町民に周知を行うべきと考えますが、いかがですか。

3、子ども医療費無料化の18歳までの拡充について。

2020年12月議会の一般質問において、我が党は「子育て支援としても、定住促進策としても、18歳までの医療費の無料化は町にとって有効な施策である。北九州市が18歳までの拡充に踏み切ることを契機に、我が町においても実施していただきたい」と町長に求めました。

町長は「将来にわたって持続可能な制度とするため、慎重に検討を進めていきたいと考えている。子育て支援をする町としては、大事な案件だと思っている」と答弁され、我が党は町長の制度実施の意志を確認し、早期実施の決断に期待をしたところです。

来る10月に行われる町長選挙の美浦町長のパンフレットに「子ども医療費無料化の対象を18歳まで拡充します」と書いてあり、喜びました。18歳までの医療費無料化の拡大を願ってきた親たちにとって、どれほどの喜びとなり、安心となることでしょうか。今後の若い世代の定住促進の目玉ともなることでしょうか。評価をいたします。

そこで、一日も早い実施を求めますが、どのようなスケジュールを考えているのか、お尋ねいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

はじめに、吉田町営住宅の住替えについて、の御質問にお答えします。

まず、この場をお借りいたしまして、本議会の総務財政委員会において行政報告として報告する予定としております、「吉田町営住宅住替事業」の進捗状況について御報告いたします。

令和3年6月議会以降、1棟から31棟にお住まいの方から提出されました「住替申請書」をもとに、住替え先の調整を実施いたしました。また、住替え先として希望する住戸が重複した方を対象とした、抽選会を6月28日に実施いたしました。その後も抽選に落選した方などに対して、個別に調整を重ねた結果、対象地区の全入居戸数67戸の内、約67%にあたる、45戸の入居者の方の住替え先が決定いたしました。

住替え先としては、吉田町営住宅や他の町営住宅への住替えが決定した方が42戸、町営住宅以外に住み替える方が3戸となっています。

また、住替え先がまだ確定していない方が22戸おられますが、その内訳として、「住替えを希望しない」が10戸、「希望する町営住宅の住戸が空くまで待機する」が2戸、「その他」が10戸となっています。

そこで、まず1点目の、住替え希望のない方への対応について、のお尋ねですが、この「吉田町営住宅住替事業」を開始した時点から、契約者の方々には、これまで3回に渡って開催し

た地元説明会や、電話等での問い合わせにおいて、その都度御説明してまいりましたが、現状では退去を強制するようなことはございません。しかし、まだ住替え先が確定していない方々に対しては、住替え可能な町営住宅の空き住戸の状況など、住替えに必要な情報を適宜、提供するなどして、今後も引き続き、丁寧な個別対応に努めてまいります。

次に2点目の、37棟以降の住み替えについて、のお尋ねですが、令和3年度より吉田町営住宅1棟から36棟を対象とした「住替事業」に着手したところであり、先程御説明しましたように、住替えを希望しない方も含め、まだ住替え先が確定していない方が22戸もおられます。まず、これらの方々に対しての対応が重要であると考えており、今後も適切に取り組む必要があります。

また、住替えに伴う移転が完了した住棟の除却についても、非常に大規模な事業になると予想されるため、その手法等について、慎重に検討しなくてはなりません。

以上のようなことを勘案いたしますと、37棟以降については、現在進めております1棟から36棟の「住替事業」の進捗状況を踏まえた上で、検討する必要があると考えます。

次に、特別障害者手当制度の周知と利用促進について、の御質問にお答えします。

御質問にありますように、特別障害者手当の申請手続きには、身体障害者手帳等の所持の有無は問われません。そのため、要介護認定された方で身体障害者手帳等を所持していない方であっても、寝たきりの状態で、身体の筋力が著しく低下または消失していることから、身体に障がいや有する状態となっており、それに加え、日常生活の各動作ができないなどの場合には、特別障害者手当を受給することができる場合も考えられます。

これまで特別障害者手当の周知につきましては、身体障害者手帳等の交付時に、窓口で配布している障がい児・者福祉ガイドブックに掲載し説明を行っています。

しかし、高齢者福祉担当窓口では、これまで特別障害者手当についての周知は行っておらず、重度の要介護認定を受けていても身体障害者手帳等を所持していないため、申請はできないと認識されている方もおられるかと思えます。そのため、今後は高齢者の在宅福祉サービスガイドブックにも特別障害者手当について掲載するとともに、ホームページの高齢者サービスの紹介ページからも閲覧できるよう整備を予定しております。

また、介護保険利用者につきましては、必ず担当のケアマネジャーがケアプランを作成しておりますので、手当に該当する可能性がある方やその家族へ紹介していただくために、ケアマネジャーに対する制度の周知も図っていきたくと考えております。

最後に、子ども医療費無料化の18歳までの拡充について、の御質問にお答えします。

まず、御質問にあります「町長選挙の美浦町長のパンフレット」とは、私の後援会が作成した討議資料のことと理解してお答えいたします。

子ども医療費支給事業は、子供の健康の保持と子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、福岡県と市町村とで共同助成しております。本町では、平成28年10月から、中学校3年生までの子供を対象に、入院、通院とも自己負担や所得制限がない、医療費の無料化を実施しています。

本町の助成内容は、通院、入院とも自己負担がないという点で、県内でも標準以上の手厚い内容となっておりますが、更なる制度の拡充は、子育て支援の推進となり、本町への定住促進の

面からも有効な施策の一つであると考え、18歳到達後の年度末までの助成の拡充について計画を進めています。

現在、新たに対象となる年代の医療費の試算や、対象者拡大のためのシステム改修費の調査などを行い、令和4年度から実施できるよう検討している状況であります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

6 番（中山 恵）

6番、中山です。

1棟から36棟までの住民の方は、新しい住居がほぼ決まり、安心して毎日が過ごせるという、本当に喜びの声を多く伺っております。

しかし住替え優先地域が決まったときは、住民の方から、本当に怒りの声がたくさんあり、大変困ったことと思っております。

しかし、担当課や職員の対応が一人一人の住民の要望を聞いていたことを私たちは評価いたしております。

しかし、37棟以降の住替えは検討する必要があると答弁されておりますが、今後、37棟以降の、特に2階建ての住居は、年数も過ぎ、大変老朽化して、危ない、危険な状態であります。急ぐ必要があると思いますが、どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

冒頭の町長の答弁でもありましたように、今年度に1棟から36棟の住替え事業が始まったばかりでございます。

住替え事業の進捗状況をよく踏まえながら、37棟以降についても今後、検討していく必要があると思っております。

また、先ほど議員がおっしゃられたように、老朽化に伴って不安を持っておられるということで、今、吉田団地の対応といたしましては、管理人の方と連携を取りながら、ちょっと申し訳ないんですが、ほかの住棟、住宅よりも手厚い修理とか、そういった手当てをしております。

そういったことで、何か不具合がありましたらすぐに対応できるように、今後とも対応していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

そうですね、課長が言われたとおり本当に、ドアがちょっと壊れた、ちょっとの対応でも、本当にすぐ来ていただいて、管理人の方も含めてですね、本当、喜んで対応していただいていることは認めております。

しかしですね、今がですね、5階建てに住まわれている方が、今度新しく住替えになられて、中をちょっと見学された方がたくさんおられます。その改装されてるときにですね、まあ余りにもこんなに差があり過ぎるのっていう声が、本当に不満の声が出ております。

今まで、コミュニケーションもしっかり取れていた吉田団地の住民の方たちの声、そして、やはり羨ましいっていう、心の中にある方が本当多く、またよく声が寄せられておりますので、その方たちに対しての、住民の方たちに対して、どのように対応されるかを教えてください。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

住替え先の住棟の改修についてですが、今、通常空き家修理についても、フローリング化とか、そういった住みやすい住居を作るような形で改修作業をしています。

それに加えて、今住まれている方、風呂釜とか浴槽を設置してるんですが、あれは御自分で付けた分です。で、住み替えるに当たって、それを外して持っていくというのは、非常に困難になっています。

ですから、それについて、その対処としまして、町で付けようということになっています。

ですから、ほかの住替え以外の方の入居者に対しても、先ほど申しましたように、何かあれば、すぐに対応するというふうな体制を、常に心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

ではすいません、引っ越しをする際には、もう風呂釜等は置いたままで大丈夫ということで理解してよろしかったですかね、今。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

はい、そのとおりです。そのまま置いていただければと思います。
以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

6 番（中山 恵）

それと住民の方からですね、それは多分、住民の方が聞いてなかった話だったと思うので、直接伺ったんですが、今後退去されるときに、ちょっとした住民の方の意見なんですが、退去してもこのまま後、入らないのであれば、退去料とかの割引、そういうこととかも町は考えてもらえないだろうかとかいう意見を聞いておりますが、どうです、お答えできますか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

通常、退去される際は、ふすまとか畳のやり替え、その費用でいただいておりますけども、今回は、そういったことも加味しないで、例えば、ごみとか出るとは思いますけども、例えば燃えるごみとか生ごみとかそういった、自分で処理できるものは、自分で処理していただいて、なかなか処理が難しいものはそのままにしておいていいです、というふうなことを、説明会のほうでも何度も申し上げた次第でございます。

ですから、なるべく住替えされる方の御負担にならないような対応を、今後とも心がけていきたいと思っています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

じゃあ、住替えについての質問をさせていただきます。

一応、36棟までの方々はですね、今、お話がありましたように、いろいろ御配慮していただいて、住替えが、事業が進んでいっていると思っております。

が、今、その団地の中でですね、長い間住民の入れ替わりっていうのもない、本当に強いコミュニケーションのある団地の中でですね、こういう今回、新たに、ちょっと先ほどから出てますような、羨ましいという、て言うか、住民同士のこういうちょっと重い感情的な部分がね、

出てきてるんだろうと思うんです。

それで、私が一番、根本的に思うのは、特に 37 棟以降の 2 階建ての方々は、耐用年数が、えっと何年でしたっけ、2007 年でしたかね。2007 年で、一応耐用年数 38 年ということで 2007 年に過ぎております。だから、2007 年ですから、もう 15 年ぐらいですかね、十四、五年、もうその耐用年数も過ぎている住宅に今、住んでいただいているっていうことになるわけですけども。

ぜひですね、今、37 棟以降の方にも、もう古いところに我慢してずっと——。我慢してって言うか、ずっと住んでるんですけど。何かこう、今、丁寧に修繕をしていただくこともあるんですけど、少しずつ、2 階建ての方にも、住替えがこのくらいからは始まっていきますよみたいなですね、何かこう、そういう展望っていうか、そういうのも示してあげられたらいいのかなと思いました。

それと、やっぱり同じ 5 階建てに住んで、1 階は 250 万以上かけたきれいなお部屋になり、家賃もそのままで安い家賃で住まれて。まあそれは住替え事業を町が願うんですから、当然といえば当然なんですけど、やっぱり感情的なもんですよね。

だから、その 5 階建ても、やっぱり古いままなんです、手をほとんど入れられてない。

だからそこは、新規入居されるときに改善するように、フローリングとかトイレの洋式化ぐらいは順番にやっていきますよみたいな、何かそういうこう、町としての住宅政策のね、町営住宅としての政策をね、示していただけたら、皆さんも少し居住に安心が持てるっていうか、じゃないかなと思うんですけど、今、住宅政策課として、吉田団地の今後の方向性ですよ。それを早く出してくださいということを今までも言ってきましたけど、その辺について何か示せることありますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

37 棟以降についてなんですけども、当然今、吉田団地に住まれている方、住替え先として希望されている方が、やはり同じ吉田団地から動きたくないという方が本当、非常に多いです。

その意味でも、5 階建てを利用するというのが一番だと思うんですが、何分にも低層階 3 階以下のところを希望される方が多いものですので、今、空き住戸が実際足りない状態です。住替えのですね。

そんなことも踏まえまして、37 戸以降についてどうするかというのは、やはり議員おっしゃられたように、今後、慎重に検討していく必要があると思いますので、その辺、また改めて、進捗状況を見ながら検討させていただきたいと思います。

また、町にも、5 階建てに住まれている方について、苦情、やっぱり「あっただけよくなって、なんでうちは替えんのか」と、よく苦情が入ってきます。その都度ですね、やっぱり丁寧に御説明させていただいていますので、今後とも、そういった丁寧な対応で、考えていきたいと思っています。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

やはり住替えてというのは本当に、環境っていうか、住んでる環境が変わってしまうもんですから。それで団地の中で住民の皆さんの感情っていうのがすごくやっぱり、いいコミュニティーができないとね、いけないと思うんですよ。そこを重視していただかないといけないので。

それで、確かに住宅政策としてもですね、吉田団地にもうほとんど今までお金をあまりつぎ込まずにきていると思うんですね。

それで、今回予算で、今年 30 戸を一応予算組んでますよね。けど既にもう 31 戸で予算オーバーするぐらい今年度やってるんですけど。

42 戸の方がもう住替えていいよっていうふうになってますね。で、あと 11 戸の方はね、予算がないから、今年いけない、住替えられないっていうことなるんですか。それとも本人たちがまだいいよっていうことになってるんですか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

まず予算の関係なんですけど、今、順次やってるんですけど、今年度中、当然予算の範囲内で事業を進めていきたいと思っておりますので、住替え先の状態によって、高くつくところか安くつくところか、そういった修繕料の差が出てきます。何とか、それを見た中で 31 戸はいけそうだということで今年度中に 31 戸の改修を予定しています。

ただ、やはりこれ作業の関係とか、大体 1 戸の住戸を改修するのに 3 カ月、時間かかりますので、時間的なものもありまして、そういった予算の段取りという形になっています。

ですから、残りの住戸についても、来年度また予算配分、予算の措置をさせていただきまして、順次、適宜に対応していきたいと考えています。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

予算でですね、まあ 30 戸ぐらいと期間と予算とでっていうことで決められたんだと思うんですけど。

やはり 37 棟以降の人も、これだけなんかきれいになったりするんだったら、ちょっと移ろう

かなってという方も、もしかしたら出てくるかもしれないので、やっぱこれ予算の問題なんですけど、それで予算で、昨日も財源を伺いました。そしたら今年の財源でですね、8700万のうち6000万は住宅使用料ですね。町営住宅の住宅使用料から充てていると。で、2700万は一般財源なんですね。で、7割が住宅使用料と。3割が一般財源だというふうになってます。

それで、今年の住宅使用料が、先ほどの決算資料を見ますと、収入未済も入れるとですね、2億4600万ぐらいありますよね。

だから、まあどれだけ使っていくかっていう話になるんでしょうけど、少し予算を増やしていけば、もう少し早いペースで進むっていうことも、私は考えられるんだと思うんですけど。この住宅使用料の7割と一般財源3割、ここは何か意味がありますか。

議 長（白石雄二）

課長。

住宅政策課長（古川弘之）

まず、通常空き家修理、これ先ほど申しましたように、安いところ、まあ100万前後。で、当然傷みがひどいところ、これが今200万前後かかっております。

それで最大限の予算で200万。あとは、それ以外に今度は通常空き家修理でやらない風呂釜設置、給湯器と浴槽の設置、その部分については通常空き家修理とは違いますので、この分は一般財源から投入させていただいています。

だからそういった予算措置の形式でやっていますので、お聞きになりたいことは、多分その財源の繰上げということなんですが、先ほど申しましたように、その使用料というのはあくまでも、通常空き家修理の部分で使わせていただいているということになります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

ですから、言いたいことはですね、42戸はもう住替え先も決まってですね、もう決まっているのに、今年は30戸までだよっていう、予算の関係で31戸ですか。ていうことになっているので、やはりやっぱり予算を増やしていけば、それなりに町が最終的に、空いた土地をどういうふうに使われるのかわかりませんが、まちづくりも進んでいくしですね、ちょっと、その辺、予算配分をですね、していただき。

それと、今住んでいる人たち、古いほうに住んでる人、37棟の人たちにも予算を少し振り向けていただいでですね、その予算の中から少しずつ修繕を、フローリングにしていく、洋式化にしていきますよ、全部屋していきますよっていうことが、私は最終的には、まちづくりの観点からもですね、あの場所がいい地域になると。していくという施策でしょうから、そういう意味でもそこは改善していくっていう方向性が要るんじゃないかって思うんですね。

それについて町長どうでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

これは令和2年に政策決定をいたしまして、建て替えから住替えということで、一つ一つ今、詰めていってるわけですけど。

37棟以降についてですね、何もしないというわけじゃないんですけど、やはり、今、説明を、経過報告をさせていただきましたように、まだ20戸ぐらいの方がどうするか分からないということがあります。

それで42戸ですか。協力していただいたこと感謝してるわけですが、まだまだ残り20戸のところですね、全然見えてこない。

それこそ強制的にもできないし、ある程度私から、やっぱり情報公開しながら、丁寧にやっていきたい。

それと同時に、今後のことにおいては、やはり空き家にずっとしておくわけにはいきませんので、令和4年には、国に、解体の半分の補助申請はですね、補助が出るような申請をしていきたいと。

で、実質的には、優先地域の32棟から36棟は、令和5年からですね、その補助金申請が通れば、令和5年からやっていきたいというような、もういけいけどんどんでやるような話は、岡田議員も言われるように、そういう話ではありませんので。

一応、私としてはまず、解体も莫大な解体費用がかかるわけです。あそこはいろんな調査をいたしましたら。それでやはり町の単独での費用ではとてもとても追いつかないというところで、令和4年に申請をして、そして令和5年からせめて32棟から36棟、それから順次、筑豊本線上の解体できるところは解体していきたいというのが一つ。

それから、あと残りの20戸近くの方は、どのような対応をしていただくかというところが見えないところで、また37棟はどうだというように――。

まあ予算の関係もあります。使用料等もありますけど、令和3年は高松団地の外壁、今、お金を使っておりますし、今まで、吉田団地、それから二。それで今、高松団地と国の補助金をもらいながら、順次、外壁等もやっております。

いろんな形で、そこだけ、予算配分で云々すればいいということじゃなくて、そこも当然考えなければいけないところですけど、まずは、今の1棟から36棟のところをもう少し時間をかけてですね、見通しをつけながら、先ほど課長が言いましたように、今後の、その後の状況を見ながら、37棟以降。

これもやはり、37棟以降を何か扱うのであれば、政策会議等もかけなくてはいけないし、また議員の皆様にも、37棟以降も御意見を聞きながら、やっていかなければいけないというふうを考えておりますので、今ここで、37棟以降はどうなんだということが、即答できればいいんですけど、今の状況の中では、やはり一つ一つ積み重ねていきながら、そして、今後の課題と

して37棟以降は、政策会議、あるいは議員の皆様と意見を交換しながら、今後の――。

それでもう一つは、全体の町営住宅の長寿命化というところにも関わってきます。

全体に水巻町は、それじゃ今、大体4,000戸だと。どのくらいの戸数が、大体の適正な、今の水巻にはいいんだらうかとか、そういうところにもらみ合わせながら、やはり考えていくべきではないかなと思っておりますので。

岡田議員が言われること、中山議員が言われること十分に理解できますので、今後とも、ぜひそういう御協力をいただきながら、また、吉田団地の皆様にも、執行部の考えをお伝え願えれば幸いですと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

町営住宅の長寿命化計画と、今後の方向性をね、やはり必要だと思うんです。

見直しながらでいいと思うんですけど、そういうのをきちっと出していただければ、今住んでる方々がちょっと安心できるっていうことになると思うんですよ。

やはり片っ方すごくきれいになって、うちがこれだけ高い家賃をうちのほうが出してるよっていう。こうやっぱり不平っていうか、不公平感っていうのをね、やっぱり感じざるを得ないんですよ。やっぱり御近所だからですね。

でもみんな顔見知りの中で、そこでコミュニティーが壊れるようなことがあってはいけないうって思うので、私は基本的には、高松にしても、吉田団地、鯉口にしてもですね、やはりフローリング化とか、トイレの洋式化とかいうのは、順次計画的に進めていくっていうことがね、今後の町営住宅としてもね、必要じゃないかというふうに考えておりますので、そこら辺、予算と計画をしっかりと立てていただいてですね、お願いをしておきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それとですね、特別障害者手当について伺います。

答弁でですね、やはり介護のほうには、こういう情報がいつてなかったということが分かりました。

これ、全国的にもやはりそういうことが多いみたいで、先ほど冒頭質問で言いましたように、北九州市もやっと介護のパンフレットに載せたんですね。

だから、今、介護を受けている人で、要介護4とか5の人で、車椅子とか寝たきりの人で、特別障害者手当がもらえる条件があるのに、全然これを知らずに申請されてないっていう方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんです。

だからこれを、ぜひ周知をしていただきたいというのが今回の質問の趣旨です。

それで、先月ですかね、特別障害者手当を今、水巻町の人が何人受給しているのかということ、ちょっとお聞きしましたら、24人というお返事でした。このうちですね、要介護4、5に当てはまる方はいらっしゃいますか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えします。

現在、特別障害者手当を受給している 24 人中、要介護 5 の認定を持っている方が 3 人、要介護 4 の認定を持っている方が 2 人いらっしゃいます。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

じゃあ、町全体でですね、今、要介護 4、5 という方、何人おられるかわかりますか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

現在要介護 5 の認定を持っている方が、7 月末現在になりますけども、117 人、それから、要介護 4 の認定を持っている方が 214 名おられます。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

今御答弁いただきましたように、やはり要介護の 4、5 を持たれている方がですね、全部で 330 人ほどおられる中で、この申請をし、認定を受けている方が、たった 5 人しかいないということなんですね。

ですから、これはやはり皆さんに周知していただいて、しっかり、申請ができますよっていう御案内をね、町としては、取り組む必要があると思います。

それで、じゃあどうやって周知しますかということなんですけど、やっぱり介護に携わる方々が、この制度を今現在ほとんど知らないんですね。ケアマネさん、私の知人とかも何人もケアマネやっていますが、ほとんどこの制度を聞いたことがないと。見たことがないっていう。

これ何ってというような段階、状況なんですね。

だからそこをお知らせしていただかないといけないと思うんです。

それについてはどのように考えておられますか。

議 長（白石雄二）

課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

ケアマネジャーへの周知につきましては、ケアマネジャーの研修等が、広域連合全体でもありますし、水巻町単独でもケアマネジャーの研修を行っております。

そういった中で、今後、答弁にありました福祉サービスのガイドブックの作成につきましては、これに掲載させていただこうと思っておりますけれども、現在もう、令和4年度に向けて作成を行いますので、今年度末になります。なので、周知がその間できないというかガイドブックがないので、その間につきましては特別障害者手当に関するチラシを作成いたしまして、そういった研修会等で、障害者手帳を持ってなくても、特別障害者手当に該当するケースがありますということで、周知は図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

それとですね、先ほど申しましたように、高齢者のガイドブックとともに、この介護保険の広域連合が出してるこれ、ありますよね。

これは遠賀支部とかでも、会議開かれたときにですね、やはりここに、これ北九州市の介護保険の分なんですけど、一番最後のページに、ここに特別障害者手当の分が掲載されたんですが、やはり介護保険でもこれが利用者の方もこの特別障害者手当が、利用できますよっていうことをですね、これにもぜひですね、載せていただくような努力っていうかね、発言とかしていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

議員も御存じのように、水巻町は福岡県の介護保険広域連合に加入しております。

先ほどお示しいただいたガイドブックにつきましては、3年に1回の介護保険計画の見直しに

伴いまして、作成を行って、今年度ですね、作成を行ったところで、全戸配布、水巻町についてはですね、させていただいています。

そちらのガイドブックにつきましては、介護保険の認定の流れとかですね、サービスの内容、それから、保険料に伴う情報を載せている、介護保険に特化したガイドブックになっております。

今、お話があったように、特別障害者手当につきましては介護保険制度ではないので、先ほどからお示ししている、水巻町の在宅福祉に関するガイドブックを水巻町で作っています。

特別障害者と同じようなですね、介護保険ではないサービスに関してのガイドブックになっていますので、こちらのほうのガイドブックに掲載をさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いろんなところに目についたほうがね。特に介護保険を受けている方の利用が少ないということが今、数字で実態が分かったと思うんですけど。

それで、介護保険で障害者手帳を持ってなくても、本当に車椅子で寝たきりで、そういう方にはこの特別障害者手当が受けられますよということです。

ぜひ、介護保険の広域連合の議会に行かれています議員さんには、またお願いをしたいと思いますが、その辺、議会でもお話しさせていただいてですね、ぜひ多くの皆さんが――。

やっぱり月に2万7350円っていうのはすごく助かるっていう声をいただいています。

それで、やっぱりデイサービスに行かれててもですね、やはり今、年金だけで施設に入るっていうのは今、本当に厳しい時代になっていますんで、多くの方がね、この制度で救われるようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、分かりやすいホームページもですね、アクセスできるように努力していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それと、最後の子ども医療費の無料化です。

これにつきましては、令和2年12月議会にも、何度目かになるかと思えますけど、お願いをいたしました。そしたら町長からはやる気はあるんだというようなお話でした。

それで、今回ですね、できることなら、令和4年度からやりたいということで、本当にうれしい、ありがたいお話なんですけど、令和4年度で今、検討をしているっていうことですが、今まで私が12月議会等で、試算の検討などいろいろお尋ねしましたけれども、その当時の手嶋課長はなかなか数字を出すのは難しいという答弁がずっと続いておりましたが、今現在検討しているということですが、その辺の試算と検討状況っていうのはどうなんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、川橋課長。

住民課長（川橋京美）

議員の御質問にお答えいたします。

子ども医療費の助成を中学校卒業後、18歳年度末までに拡大した場合の試算ですが、もちろん今現在、卒業後の医療費がどのくらいかかっているのかというのは、高校生の年代の方についてはわかりません。

なので、国保の人たちの医療費から、令和2年度の実績をもとに推計をしております。

その推計したところ、あくまでも、国保の医療費から逆算したりした試算ですので、確定というか、しっかりしたものではありませんけれども、大体1年間で650万程度、令和2年度の実績をもとにした場合はですね。という計算を取りあえず一旦しております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5番（岡田選子）

だから高校生まで拡充した場合に、今よりもほぼ、本当にここでの試算ということなんでしょうけど、プラス650万で、これが実施できるということによろしいんですね。いいですか。

議 長（白石雄二）

はい、川橋課長。

住民課長（川橋京美）

はい。子ども医療費を18歳年度末までに拡大した場合に、令和2年度の実績をもとに取りあえず試算をしたところ、650万程度ということです。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

やはり今まで議論をさせていただいてましたように、大変な金額じゃなくって、650万程度でできるんだなって、もうすごく安心したんですけど。もう何千万もかかりますと言われたらですね。

なんですけど、まあその当時の病気とか、子供の数とかによって違うかと思いますが。まあ子供の数も今、急激に増えてるような時代ではありませんので、やはりこの18歳までの医療費の無料化、本当に多くの皆さん方の大きな支えになるし、定住促進のですね、本当に大きな力

になっていくと私も思っております。

それで、令和4年度からってというのは4月当初からということによろしいのでしょうか。

議 長（白石雄二）

川橋課長。

住民課長（川橋京美）

御質問にお答えいたします。

今現在、試算ですとか、システム改修の調査などを行っております、できるだけ早い時期に、令和4年度のできるだけ早い時期に、実施できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

ということは、令和4年度の4月からということはまだ決定していないということでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

住民課長（川橋京美）

ただいま申し上げましたように、令和4年度の早いうちからできるように、準備は進めようとしておりますけれども、4月からということで決定しているわけではございません。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

やはり制度設計等ですね、お時間もかかることだと思いますが、政策的にですね、この18歳までの医療費の無料化を実施していただくということについて、大変県下でも、そんなにまだ18歳までしている自治体、そうそうありませんので、大きな成果にね、町の成果として、なるかと思えます。本当に評価させていただきたいと思えます。

ぜひですね、先ほど課長も答えていただきましたように、できるだけ本当に早くですね、まあできましたら4月当初からってというのが一番うれしいところですけども。ぜひ4月当初からできるようにですね、努力を重ねていただきたいと思います、町長、いかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

この件に関しましては、前回の岡田議員が、質問されて私が答弁したとおりです。

それで岡田議員はそのときは、先ほども高校生というふうに言われましたけど、やはり町といたしましては、流れ的にはそういう言葉に、小中高校となるんでしょうけど、やはり高校生のみに限らず、私ども内部で検討した結果、答弁いたしましたように、18歳になった翌年の3月までというところが、一番町民に対しての平等性があるやろうと。高校生に、途中でやめられたりいろんな方がおられますよね。

高校生に限定すると、それ以外が条例使われませんので、18歳までと。

それともう一つは、私も一日も早く、言った以上は、理想としては令和4年4月1日と、課長とも相談いたしましたけど。予算は、先ほど言われましたように、大体630人ぐらい該当者がおると考えております。で、大体1人1万、600万ですから、大体1万ぐらいの考えを持っております。

予算のところは、来年度は、共産党さんもこういうことで賛成していただいておりますから、予算には賛成していただけると思っておりますが。

— 議場内、笑い声あり —

そのシステムが、基本的にこの秋から、今もう既に検討、9月からさせておるんですけど、問題は、やっぱりこれを無料化にするときのシステムが間に合えば、私としても、来年の4月1日からぜひしたいとは思っておりますけど、課長もそこを断言できないのは、システムが、なかなか複雑なところもありまして。無料化のですね。

小学校中学校でやっておりますけど、高校、18歳までということですね。

だから基本的には、目標は4月1日からと。できれば、システムさえうまくいけば間に合うんじゃないかと。

予算は先ほど言いましたように、共産党の議員さんも皆さん賛成してくれると思いますので、安心しておりますけど、システムをできるだけ私も課長には、なるべく4月1日から、せっかくですから、導入するんですから、5月とか6月やなくて。というふうな考えを持っていますので。鋭意、今からシステムのほうと、打合せをしながら、なるべく4月1日から導入したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

ぜひですね、大変複雑な、その他いろいろあるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、私どもも言葉足らずだったかもしれませぬけど、高校生まですって言ったのは18歳までという意味で。学校に行つてない子もいますしですね。そういう意味です。18歳までということで、そこは一致してると思ひております。

それと先ほど、すいません、一つお聞きし忘れたんですけど、特別障害者手当ですね。

条件でですね、マイナンバーっていうのが、いつも書いてあるんですけど。個人番号のマイナンバーの提示が必要ということをおね、書いてあるんですけど、これはガイドブックの障がいの方のガイドブックなんですけど。

このマイナンバーは絶対必要なんですか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

この特別障害者手当につきましては国の制度で、認定等については県が行つております。なので、水巻町としては、申請書の受渡しと、県への送達という事務になっておりますので、県からの指示、申請に必要なものという中でこれが、マイナンバーについても挙げられておりますので、町で、「これが要りませぬ、要ります」、要る要らないという判断はできないので、県から示されている分には、申請の中で、必要ということでおねされてますので、今現在、申請を受け付けるときには、マイナンバーの提示も行つていただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

それとですね、これ県からなので、もうこれ以上、何ていうんですか、簡略化はできないうちゅうことなんでしょうけど、請求書と診断書とかはですね、当然自分が取つてこないといけぬものだと思うんですが、住民票とかですね、そういう所得証明とかいうのは、高齢者の皆さん、手続上ですね、自分がわざわざその窓口に行つて取るっていうことじゃなくつて、許可を得て担当課がそろえるみたいなことまではできないんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

基本的に、県に住民票・所得証明書をお渡ししますので、申請される場合は、御本人さんが窓口に来ていただいて、それぞれ住民票など、必要書類、それから所得証明取るにも申請書が要りますので、それを御本人さんに確認いただいて、それぞれの窓口、税務課とか、住民課で本人確認もしていますので、できれば、それぞれの窓口、1階に並んでいますので、行っていたのが一番いいんですけども、先ほど岡田議員が言われたように、車椅子とかでなかなか移動が困難な方ってことであれば、担当課に連絡をして、福祉課の窓口で申請書を受け付けた中で、代わりに、税務課と住民課にお伺いすることはできると思いますけども、その時のその方の状態によって対応させていただきたいと思っています。

基本的には、御本人さんが申請して、御本人さんで取っていただくのが必要になってくると思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6番（中山 恵）

すいません、関連質問になりますが、吉田団地についての関連質問をさせていただきます。

東水巻駅前ロータリーを、将来的には計画されているようなことをちょっと伺っておりますが、少し進捗状況などがあれば、お聞きしたいです。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

中山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたように、解体が、もう1年2年先ぐらいということでございますので、現在、仮のロータリーとかですね、車が寄れるような形はどうしたらいいかというのを暫定的に検討しております。

駅からまた全体の計画につきましては、今後、協議を進めていくところですがけれども、まず暫定的に、駅の運用がしやすくなるような形で考えているというところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

そうですね、やはりそこはもちろん交通量も、今、本当に新しくビバホームとかトライアルができた状況の中で、夕方の時間帯なんかでも特に交通量多いです。

それで、そのときにですね、皆さん手前とかで、以前死亡事故とかもあった用件をですね、住民の方から要望がありましたので、私のほうで住民の方からの要望を、区長さん、お二人の区長さんに伺って、押しボタン、今、横断歩道がありますよね。そこのところに押しボタン式信号をぜひ設置していただきたいという希望がありましたので、折尾署に要望書を出しております。

その旨も兼ねて、やっぱりあそこの地域では本当、今から先、開発していただきたいというのがありますので、ぜひ交通量等、そして住民の皆様、高齢者が多いので、やはりカートで押ししたりとか、本当、つえをついたりとか、そういう方が多いので、その辺の住民の皆様の安全確保等も含めて、早い段階で進めていただきたいと思っております。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

時間がありますので、使わせていただきますが。

そのロータリーですね、あそこ停められないんですよ。道にも。

いつかも言わせていただいたと思いますけど、パトカーが停まってね。そこ停められませんよって言われるんです。

だから、あそこで送迎ができない状況になってる。夕方なんか特に。

だから、そこら辺がもう住民の皆さん大変困ってると思うんですが、その改善策っていうか、対応策は考えられていますか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

議員の御質問お答えいたします。

議員おっしゃるように、現在ですね、駅の西側の道路が県道になっておりまして、非常に交通量も多いということで、まれに停めて乗り降りされている方がいらっしゃるんですけども、非常に危険な状態があるということで、道路から外れたところに、車を少しでも停められてですね、乗り降りできるような場所を、暫定的でも造りたいということで、住宅政策課とも協議を行っておるところです。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

それ、いつごろに完成する予定ですか。

議 長（白石雄二）

課長。

建設課長（北村賢也）

町営住宅の解体が、一応、一部解体が 32 棟から 36 棟、行われた後に、その跡地を利用して造ったらどうかということで、今、検討しているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

岡田議員。

5 番（岡田選子）

いやいや、それだったら令和 5 年度からの解体でしょ。

だから来年度も、何か暫時、仮にロータリー的な土地が確保できるとか。それは無理だから、来年度は、じゃあそこは利用できないっていうことですね。乗り降りはあるなということですね。

そういうことなんですか。来年度中にどっかちょっと確保できるとかいうことはないんですか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

道路と、あと、横がすぐもう町営住宅ということになりますので、まだ用途が町営住宅の用途でございますので、その中にロータリー等を造ることはちょっと難しいかなというのがありますので、あくまでも住宅政策と歩調を合わせて考えております。

すぐにちょっとできるというのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

6 番（中山 恵）

すみません、時間も迫っておりますが、吉田団地の中にパットゴルフ場がございましたよね。

そこ、ちょっと今日のお返事は無理かと思っておりますので、その旨ちょっとまた、どのように検討されて、以前、3月議会等で、確か伺った話ではありますので、また後日、それは返事を伺いたいと思っております。

議 長（白石雄二）

以上で、1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分 休憩

午前 11 時 09 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

3点質問いたします。

第1点目、町の行政改革について。

私は、議員になる前から、全国の良い政治を行っている市町村を自分で訪問したり、新聞やテレビや友人の情報で勉強してきました。

福島県矢祭町では、町長以下職員全員で役場の清掃をしたり、（自立総務課長（水巻町で言えば総務課長）が4か所の課長を兼任されていると思われる名刺をもらい、驚きました。

また、役場職員だけの消防隊、町議会議員の日給制、図書館維持費が水巻町の約10%程度（図書蔵書数水巻町開架書庫約14万冊・閉架書庫約1万冊、矢祭町開架書庫約6万5000冊・閉架書庫約39万9000冊。それに図書館バスまでありました。）それに温泉付きの町民の憩いの場所（結婚式や宿泊もできます。町外の人でも宿泊できます。）。中学校の修学旅行はオーストラリアと（矢祭町の校長先生によると、父兄の負担は国内修学旅行と同じぐらいで、後は町が負担するということでした。）デイケアの施設その他一日中矢祭町のことを勉強させてもらいました。

人口約5,800人、町の面積約118平方キロメートル（水巻町の約10倍の広さ）で、こういう素晴らしい政治を行っていることに驚きました。

また、長野県下條村では、村の面積が38.12平方キロメートルで、水巻町の3倍以上の山村でした。

私は突然、前村長の伊藤喜平さん宅を訪問し、村の行政、全国の自治体の在り方を勉強させていただき、村が所有する施設の多くを案内していただきました。人口約3,700人の村でここまでできるかと思いました。

村道の傷んだところの修理には、村民に材料を提供して修理してもらったり、節約したお金は住民サービスに回していると言われました。

水巻町は町の面積 11.01 平方キロメートルで、下水道職員 8 人、下條村の面積は 38.12 平方キロメートルで、水道の職員は 1 人と、徹底した行政改革を行っています。

私の目からすれば、水巻町も行政改革をする必要があると思います。

町長の意見を聞かしてください。

第 2 点目、町営住宅の常時募集について。

現在水巻町は町営住宅の募集を年に 3 回（5 月、9 月、1 月）としていますが、前にも私は一般質問で「常時入居者を募集したらどうですか」と言いましたが、町は全然年 3 回の入居者募集基準を変えようとされません。

私のところに数名「どこか安い空き家はありますか」と訪ねて来られました。そんなとき、町営住宅を常時募集していればそういう方々が助かります。まして、今のような社会情勢（働く人の約 40% 近くがパートや派遣労働者と言われ、年収 200 万円以下の人たち）こういう弱者を助けるのが行政の役目です。

また、町は町営住宅が空き家になって次の人を入れるため、多額のお金を使って内部改装をしています。（民間に比べて高すぎると思います。）あまりお金をかけないで住宅に困っている人に住宅を提供すべきです。

町長の考えを聞かせてください。

第 3 点目、防犯カメラの設置について。

私は令和 2 年 6 月議会の一般質問で防犯カメラの設置を要望しました。

令和 2 年 6 月の町議会終了後に今日まで新たに防犯カメラを設置された箇所はありますか。

町は犯罪や交通事故が多発しそうな場所に防犯カメラを設置すべきだと思います。

令和 2 年 6 月議会以降、私が度々危険交差点として指摘している立屋敷の点滅信号の交差点で、令和 2 年 6 月以降数件の交通事故がありました。そのうちの 1 件は人身事故で、車が横転していました。最近では 8 月に、運送会社の軽ワゴン車と黒色の小型乗用車の事故でした。赤の点滅信号側から進入した車が停止しなかったための事故と思われます。

私の要望で、立屋敷の点滅信号に遠賀川方面から下二西方面に向かって来る車のために、交差点の手前に道路を隆起してもらいました。

それでも朝の出勤時には、車のスピードを落とさない車が多くあります。スピードを落とさせるには、道路の隆起箇所を増やすと同時に、防犯カメラの設置が必要だと思います。

町長の意見を聞かせてください。

以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

はじめに、町の行政改革について、の御質問にお答えします。

これまでの本町の取組では、住民代表の方で構成する水巻町行政改革推進委員会に諮問して、平成 18 年度から平成 20 年度を計画期間とした「水巻町行財政改革緊急行動計画」を策定し、

117の実施項目に対する取組により、約18億円の効果をあげております。また、平成21年度から平成23年度を計画期間として策定した「第2次水巻町行財政改革行動計画」では、44の実施項目に対する取組により、約7億4000万円の効果をあげております。

これらの行動計画の取組によりまして、一定の成果を上げているところではありますが、現在、日本経済は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、甚大な影響を受けております。

本町においても、今後、大幅な税収の減少が予測され、厳しい財政状況下での行政運営を強いられるものと考えております。

継続した行政サービスの提供を可能とするためには、歳入確保や歳出抑制を図りながら、安定的な財政基盤の構築に努めるとともに、経年劣化が進む公共施設への対応や将来のあり方の検討など、効率的かつ効果的な行政運営が求められます。

そのため、今後につきましても、毎年策定している総合計画の実施計画である中期財政計画の策定時には、事業要望書や各課の計画のヒアリングにおいて、事業背景や効果、実施プランの確認、補助金等の財源の確保など、細かく内容を審査し、各事務事業の見直しや検証を行ってまいります。

現在はコロナ禍の状況であります。今後の生活様式等の変容や経済状況に柔軟に対応し、国や県とも連携を図り、他の自治体の取組等も参考としていきたいと考えています。

もとより行政改革にゴールはなく、行政サービスの向上や町民との協働、行政運営の仕組みの見直し、職員の意識改革と能力向上などに切れ目なく取り組み、住民満足度の高い行政サービスの提供を目指していきたいと考えております。

次に、町営住宅の常時募集について、の御質問にお答えします。

空き住戸に対する入居者募集の流れですが、まず、退去が発生しますと、住戸の中の荷物をすべて運び出し、検査を実施して退去が完了となります。しかし、退去後すぐにその住戸を改修し、次の募集を実施するものではありません。募集をする前に、募集に向けて空き住戸の調査を実施し、部屋の状況を確認する必要があります。また、前契約者の使用状況によっては、改修に多額の費用がかかる場合があるため、対象となり得る空き住戸の状況等について慎重に事前調査を行った上で、募集対象となる空き住戸を決定する必要があります。

対象となる空き住戸が決まりますと、実際に改修となりますが、その際は、居住に必要な最低限の改修となるように設計を実施しています。しかし、長年に渡り居住した後の住戸は、壁や水回り、玄関ドアなど、全体的に傷みが激しいことが多く、畳とふすまを替える程度の改修で、居住可能な住戸とはならず、このような状態のまま、募集を実施することはできません。

町営住宅は、基本的に設計が古く、畳の部屋が設定されており、トイレについても、和式便器が設置されています。そのため、近年では、トイレの洋式化と床の一部フローリング化は、欠かせないものとなっており、改修費用が増加する一因となっています。

改修住戸の選定が完了しますと、「水巻町営住宅設置及び管理条例」の規定に基づき、町営住宅入居者選考委員会に諮り、募集戸数や募集日程を決定した上で公示を行い、住戸の改修を実施し、入居者の募集をすることになります。このような手続きを踏む必要があることから、現在実施しています年3回の定期募集方式は妥当なものと考えています。

本町におきまして、町営住宅の募集に対する応募件数は、ここ数年、減少傾向が続いていま

す。また、県営おかの台団地においては、常時募集を実施していますが、毎年 20 戸以上も契約戸数が減少している現状を見ますと、募集形態だけの問題ではないと考えています。

町営住宅の入居者の減少は、施設の陳腐化、また、入居を希望する方の居住形態やニーズの変化等の理由もあると思われ、公営住宅の今後について検討を要するものであると考えます。

町営住宅の募集に関することは、今後の本町における町営住宅の管理戸数に密接に関わる問題でありますので、慎重に検討してまいります。

最後に、防犯カメラの設置について、の御質問にお答えします。

まず、令和 2 年 6 月以降の防犯カメラの設置箇所について、のお尋ねですが、お尋ねの期間内では、令和 3 年 2 月に頃末小学校と吉田小学校の 2 校に防犯カメラを新設しました。

これらを含め、現在、本町では、庁舎や水巻駅南口、各小中学校などの施設に防犯カメラを設置していますが、いずれのカメラも公共施設の管理上の目的で設置しているものです。現状では、道路の交通状況や街中の様子を撮影する目的で設置されたものはありません。

また、立屋敷の点滅信号について、のお尋ねですが、御質問にあります交差点は、2 級町道、立屋敷・伊左座線と、同じく 2 級町道、引船・琵琶ノ首線が交差する立屋敷二丁目付近の交差点であると考えます。

この交差点は、主要町道が交差しており、朝夕の通勤時間に国道 3 号へ往来する自動車交通量が比較的多い町道です。衝突事故の主な原因としましては、一時停止の規制がなされているにもかかわらず、車両が停止せずに交差点内に進入したため、事故が発生しているものと思われます。

そこで、安全対策として、路面のカラー舗装、路面標示、道路を盛り上げてスピードダウンさせるハンプの設置等を実施いたしました。

しかしながら、事故が多発している現状があるため、事故防止に向けて、効果のある対策を模索しているところでございます。

ハンプ箇所の増設につきましては、住宅横に設置すると振動や音で近隣住民へ迷惑をかけたたり、車両の良好な通行性を阻害する恐れがあるため、地元住民や交通管理者である折尾警察署交通課と十分に協議を行った上で設置する必要があります。

どのような対策が有効であるか、折尾警察署交通課とも協議を行い、地元住民の意見も取り入れながら更なる安全対策に努めてまいります。

また、現在、町内各所においてカラー舗装化や歩道の新規整備、拡幅、段差解消、横断歩道や信号機の設置、交差点改良など様々な安全対策を実施しております。

今後につきましても、町民の御意見を聞きながら、安全・安心な道路行政を推進してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。古賀議員。

7 番（古賀信行）

まず第 1 点目、防犯カメラの設置についての再質問をいたします。

令和 2 年 6 月にも、防犯カメラの設置を要望しましたが、答弁によると、令和 3 年 2 月、頃末小学校と吉田小学校の 2 校に防犯カメラを設置したとあります。

その他、学校以外には設置されていませんか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

御質問にお答えいたします。

これまでに、大体 20 か所の公共施設等に設置をしてきてまいりました。

役場の本庁舎、それから図書館歴史資料館、あと公民館、小中学校、保育所等々ですね、様々な公共施設の数か所に、防犯カメラを設置しているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

私が質問したのは、この頃末小学校と吉田小学校以外にはないですかちゅう質問でした。

でですね、最近、テレビでよくありますけど、ひったくりとか殺人事件ですね。それに、防犯カメラがですね、大きな寄与してるわけです。

そういう点でですね、やっぱりそういう点で、やっぱり交通量が多いとこ、また、事故が起こりそうなですね、そういう信号機のところに防犯カメラを設置していると思いますけど、そういう考えがないかお尋ねします。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

現在町に設置されてある防犯カメラにつきましては、特定の施設、先ほど大黒課長のほうからもありましたけども、特定の施設の管理のためにつけてある防犯カメラがほとんどでございまして、不特定多数の方が通るところにつけてあるのは、みどりんばあーく、それから東水巻駅、水巻駅南口、この 3 か所だけになります。

先ほど議員の質問にありましたが、交差点等に防犯カメラをつけるということは、広域道路といいますか、国道 3 号であったり、大きな県道の交差点等は、つけてある場所もあるんで

すけれども、町道でその交差点に防犯カメラをつけるということの意味合いは、あまり必要性といたしますか、町のほうとしても道路管理としても、交差点に防犯カメラをつけるというようなことはあまり必要ないかなというふうに考えております。

防犯カメラをつけるとなると、また、近隣の方、水巻町内の町道につけるとなると、生活道路になりますので、一般の方、そこに住まれている方が定期的に通るところにカメラをつけて、いつも撮影しているというような状況にもなりますので、かなり取扱いが慎重な取扱いになるうかと思っておりますので、現在のところ、町道の交差点に防犯カメラをつけるというようなことは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

この防犯カメラ設置のところですね。

ランプのことですね。

「ランプ箇所の増設につきましては、住宅横に設置すると振動や音で近隣住民に迷惑をかけたり、車両の良好な通行性を阻害する恐れがあるため、地元住民や交通管理者である」ってありますよね。

で、私は、元課長の建設課長、荒巻課長のときですね、再三要望して、福岡市営住宅にですね、ランプを見に行ってくださいっちはですね。行って、誰がついて行かれたか知りませんけど。

短いスパンにですね、市営住宅の中に数か所ですね、道路を盛り上げてあるんです。人が住んでるところですよ。

あなたたちはこういうことで、よく答弁されるんですけど。そういう。

ほいで、ましてやですね、大企業の中は車通行量多いです。構内では。だからですね、いたるところにつけています。それはひどいもんです。

そういう点でですね、やっぱりスピードを落とさせるにはですね、法を守らん人が多いから、赤信号の点滅、停止しないからですね。今後、そういう検討していただきたいです。

それから、防犯カメラの件ですけど、私よく信号いろんなとこ見て回ってます。町内の。

一番信号無視が多いのは、鯉口の信号です。鯉口ですね。芦屋方面から中間に抜けるとき、夕方帰ってくる時、あれですね、赤信号になっても、二、三台ぼんぼん行くんです。そしてあそこで死亡事故が数年前ありましたけど。

やっぱりそういう点でですね、やっぱり防犯カメラを設置すべきだと思いますけど、そういうことを要望してはいかがですか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

古賀議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラで交通違反を行った車を撮影するというような、質問の趣旨だろうと思えますけれども、道路管理者としては、交差点に防犯カメラをつけることによって、信号無視がなくなるかというような問題もございますので、その辺りは警察等とも話しながら、今後の対応を検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は今朝のニュースで見たんですけど、それは、コンビニでですね、強盗が強盗したところをですね、その防犯カメラをテレビで公開していました。顔写真をですね。

まあ犯罪を起こしたらそれくらいしていいと思うんです。そうせんと犯罪減らんと思うんですよ。

そういう点でですね、信号無視等も一緒だと思うんです。

そういう点でですね、まあ1回検討していただきたいという、これ要望です。回答要りません。

それからですね、町営住宅の常時募集についてですけど、古賀の旧雇用促進事業団ですね。あそこは、雇用促進事業団のときは、空き家が多かったです。

けど、現在もまだ空き家はありますけど、あれは民間に譲ったか委託したか知りませんが、民間にしてからですね、大分、雇用促進事業団のですね、空き家が埋まってきたんです。

町はそういう、まだ、何ぼ埋まったか、調査されたことありますか。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

空き住戸の関係については、毎月こちらで月報というのを出しておりますので、大体空き住戸、各住棟、団地に、どれだけの空き住戸があるかというのは把握しています。

あと町営住宅、最近ですけども、入居者募集の応募が減ってきています。

やはり答弁にもありましたように、やっぱりニーズの問題とか、町内にこれだけたくさんの民間の賃貸住宅がある。

そういった関係だとかいろいろあると思えますけども、町営住宅自体のニーズが減ってきてる。そういうことも考えられます。

ですから今後、町営住宅の在り方について、慎重に検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

全国的に人口が減ってきている中で、そういう住宅の需要も年々減ってきていると思います。でですね、梅ノ木団地も1棟から5棟まで壊したんですけど、それでも空き家が200まだありますからですね。

そんなふうに、人口減に伴って、それは出てきたと思います。

だから、私はよく新聞の広告取ってるんです。水回りやらですね。トイレ交換とか水洗取替えとか、家のリフォームとかですね。そしたら、非常に単価が安いわけです。今日びっくりしました。今日のチラシ見てですね。

そんなふうに、それに比べてですね、町は、そういうリフォームするときに数倍のお金がかかってますけど、そういう勉強をされていますか。

議 長（白石雄二）

はい、古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

議員の御質問にお答えします。

勉強をされているかということなんですが、近隣市町村の情報とか民間の賃貸住宅、そういう情報については常に、インターネットとか、あるいは新聞記事でですね、目を通して、情報収集に当たっています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

古賀議員。

7 番（古賀信行）

2016年4月14日、4月16日、熊本大地震が起きました。

その後ですね、熊本県と名古屋市と九州大学、熊本大学ですね、総務省が、そういう災害に対する勉強会開いたんです。議員として参加したのは私だけでした。福岡県内でも。そこには九州大学、熊本大学、それから名古屋市からも来てました。そしてですね、日本の大企業はですね、いろんな災害に対する機械や技術のパンフを持ってきていました。そこで私、いろんな勉強をしてきました。

でですね、水巻町のそういう町営住宅の外装の塗装なんかですね、ほとんど足場組んでるんです。足場をですね。

そしたらそこ行って勉強したから、足場組まなくてもですね、そういう、こういう籠を上から下り下げてね、それでしたら、まあその営業マンが言うには、足場を組むよりも半額ぐらいのですね、程度で工事ができますって宣伝してました。

さらに驚いたのは、下水道ですね。パイプです。埋めてる。あれは劣化したらですね、パイプを取替えて、そのままの状態、中にですね、またそういうプラスチックをですね、ずっと巻いていくっち言うんですよ。びっくりすることだけでした。

それとまた、びっくりしたのは、消防自動車ですね、横に広がるんですよ。熊本市が持っていました。

それから自衛隊のですね、熊本方面隊のですね、いろんな災害対策機械を持っていました。いろんな勉強してきたんです。

そういう点でですね、こういう外装の工事一つ取ってもですね、工事のやり方でかなり安くなると思うんです。

そういうことを検討されたことないでしょ。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

御質問にお答えします。

外装の在り方についての検討というのは、常にですね、やはり設計の段階でですね、やはりなるべく費用がかからないような形でどういうふうに工事を進めていくかというのは、常に技師のほうで検討させていただいています。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

さっき岡田議員が言われていましたけど、高齢者が役場に行って、なかなか書類を取りに行きづらいつち言われてました。さっきですね。

ほんでそういう点でですね、これ行政改革と関連ありますけど、私が訪問した矢祭町は、町で働く職員の家がですね、役場の出張所として、町のホームページにうたってるんです。

そこで納税もできるし、それから必要な書類もですね、役場職員に家に行けばもらえるということを書いてありました。

そういう点でですね、水巻町もそういう行政改革においてですね、住民サービスをする必要があると思いますが、そういう検討してほしいと思いますがいかがですか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。

様々ですね、今、行政の中では、住民サービスを提供しているかとは思いますが、今後につきましても、これまでの行財政改革等の経緯や実情を踏まえながら、持続可能なまちづくりを行っていくために、財政状況や社会環境の状況を把握しながら、人口減少対策など、喫緊の課題を含めて、今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

時間がありませんから、今回は、そういう犯罪が起きそうな場所、それから交通事故が起きそうなところにですね、防犯カメラを設置していただくよう切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で2番、古賀議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 39 分 散会